回答書（1回目）

委託業務名： Ｒ８波土　牟岐川他　牟・河内　河床掘削工事

路線名等： 牟岐川他

委託業務箇所： 海部郡牟岐町河内

Ｎｏ	質問内容	回答
1	見積単価一覧表には、大型土のうの単価が記載されていますが、本工事では大型土のうの施工はないと思われます。	大型土のうの施工はありません。
2	土質試験費が記載されるべきではないかと思われます。	土壌試験の内容については、条例第５８条、施行規則第３５条別表５のとおり２９項目の試験を行うことになります（別添資料参照）。 試験費用については建設物価・積算資料に掲載されております。

土壌基準（条例第５８条、施行規則第３５条別表５）

項目	基準値
カドミウム	検液１リットルにつき０．００３ミリグラム以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液１リットルにつき０．０１ミリグラム以下
六価クロム	検液１リットルにつき０．０５ミリグラム以下
砒素	検液１リットルにつき０．０１ミリグラム以下であり、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等１キログラムにつき１５ミリグラム未満
総水銀	検液１リットルにつき０．０００５ミリグラム以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等１キログラムにつき１２５ミリグラム未満
ジクロロメタン	検液１リットルにつき０．０２ミリグラム以下
四塩化炭素	検液１リットルにつき０．００２ミリグラム以下
クロロエチレン	検液１リットルにつき０．００２ミリグラム以下
１，２－ジクロロエタン	検液１リットルにつき０．００４ミリグラム以下
１，１－ジクロロエチレン	検液１リットルにつき０．１ミリグラム以下
１，２－ジクロロエチレン	検液１リットルにつき０．０４ミリグラム以下
１，１，１－トリクロロエタン	検液１リットルにつき１ミリグラム以下
１，１，２－トリクロロエタン	検液１リットルにつき０．００６ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検液１リットルにつき０．０１ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	検液１リットルにつき０．０１ミリグラム以下
１，３－ジクロロプロペン	検液１リットルにつき０．００２ミリグラム以下
チウラム	検液１リットルにつき０．００６ミリグラム以下
シマジン	検液１リットルにつき０．００３ミリグラム以下
チオベンカルブ	検液１リットルにつき０．０２ミリグラム以下
ベンゼン	検液１リットルにつき０．０１ミリグラム以下
セレン	検液１リットルにつき０．０１ミリグラム以下
弗素	検液１リットルにつき０．８ミリグラム以下
ほう素	検液１リットルにつき１ミリグラム以下
１，４－ジオキサン	検液１リットルにつき０．０５ミリグラム以下

備考

１　「検液中に検出されないこと。」とは、次項に規定する方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

２　測定方法は、平成３年８月環境庁告示第４６号（土壌の汚染に係る環境基準について。以下「土壌基準告示」という。）別表測定方法の欄に掲げる方法とする。

３　基準値のうち検液中濃度に係るものにあっては、土壌基準告示付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

４　１，２－ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）Ｋ０１２５　５．１、５．２又は５．３．２により測定されたシス体の濃度と規格Ｋ０１２５　５．１、５．２又は５．３．１により測定されたトランス体の濃度との和とする。